

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月30日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21720256

研究課題名（和文） 出土文献を用いた西夏王国の交通制度に関する研究

研究課題名（英文） Research on the traffic system of the Xixia(Tangut) dynasty using unearthed documents

研究代表者

佐藤 貴保（SATO TAKAYASU）

新潟大学・研究推進機構超域学術院・准教授

研究者番号：40403026

研究成果の概要（和文）：11～13世紀に、中国西北部のユーラシア大陸の東西を結ぶ交易路を支配していた西夏王国が実施していた交通制度、特に西夏の公的な使者が所持していた身分証（符牌）の制度について、西夏時代の遺跡から出土した西夏語の文献を用いて研究を行なった。本研究によって、西夏の身分証の制度のいくつかが、前近代の中央ユーラシア諸国家の制度と共通している点があること、またいくつかの制度には西夏独自のものもあることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：The Xixia (Tangut) dynasty whose court was in the northwestern part of China during the 11-13rd centuries, and controlled the trade routes connecting East and West. This study, using by Tangut documents excavated at a ruin of the Xixia dynasty, researches the traffic system, particularly the rules for official messenger passports (paitza, tally, etc.). I have made clear that some rules were common to the pre-modern Central Eurasian states, and some of them had the Xixia individual style.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2010年度 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |
| 2011年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,300,000 | 690,000 | 2,990,000 |

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：西夏、西夏語文献調査、交通制度、中央ユーラシア史、ロシア、符牌

1. 研究開始当初の背景

20世紀初頭、ロシアの探検隊によって内モンゴルのカラホト遺跡から発見、収集された西夏王国の文献（多くは西夏語で書かれる）は、近年ようやく整理・公開されるようになった。また、西夏語の研究や解読が進展したことにより、西夏語の法令集『天盛改旧新定禁令』（以下、『天盛禁令』）を用いた西夏王国の諸制度の研究が中国から多数発

表されるようになった。本研究代表者もこれまで、この法令集を主に用いて、西夏政府がユーラシア大陸間の東西貿易（いわゆる、シルクロード貿易）を担う商人に優遇策を講じる法令を設けていたこと、王族や官僚も貿易活動に関与していたことなどを明らかにしてきた。こうした活動を支えるべく、支配地域の大部分を砂漠地帯が占める領域内を、商人や外交使節が円滑かつ安全に移動するた

めに、西夏政府は周到な交通制度を整備していたはずであると考え、法令集の交通制度に関する条文を用いた研究を着想した。

前述のように、この法令集を用いた研究論文は、中国から多数発表されている。だが、それらは言語学者が解読した中国語訳を全面的に信頼し、関連する法令条文を列挙したにすぎないうえ、その中国語訳には、誤訳が少なからず存在している。そうした誤訳の原因の多くは、中国語訳が旧ソ連時代のロシアから発表された不鮮明なテキストの写真版に依拠していたことにある。

さらに、本研究代表者は、ロシアの所蔵機関で『天盛禁令』のテキストの現物を調査したところ、既刊の写真版には掲載されていないテキストが存在することを発見し、『天盛禁令』を扱うにあたっては、テキストをロシアで実見調査のうえに解読し直す必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究課題は、西夏法令集『天盛禁令』の条文のうち、交通制度に関連するものを解読のうえ内容を分析することによって、制度の体系を明らかにし、さらに近年ロシアから新たに公開されたカラホト遺跡出土の西夏時代の行政文書を解読・内容を分析することによって、西夏政府が法令で定めた制度が、実際の現場ではどう運用されていたか検証することを目指した。その中でも特に、駅伝制度や、旅行者が携行する通行証（符牌）にはどのような種類があり、それぞれの符牌がどのように使い分けられていたのかを解明することに研究の重点を置いた。

西夏は、チベット系の遊牧民タングート人によって建てられた国家である。本研究課題では、交通制度の面で前近代中央ユーラシアの遊牧国家（遼帝国・モンゴル帝国など）と共通点があるかどうか、あるいは東の中華王朝（宋王朝など）の制度をまねたものであるのか、あるいは周辺諸国家とは異なる西夏独自の制度であったのかを明らかにすべく、西夏の交通制度を当時の東アジア・中央ユーラシア諸国家の制度と比較し、各国の制度とどの程度共通点があるのか明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究課題で扱う法令集『天盛禁令』や西夏の行政文書はいずれも、ロシア科学アカデミー東方文献研究所（サンクト＝ペテルブルク市）に所蔵されている。前述のように、従来の『天盛禁令』を用いた研究が依拠している中国語訳は、不鮮明な写真版に基づいて解読しているために誤読を犯していること、写真が公刊されていないテキストもあることから、2010年2月に同研究所でテキストの

実見調査のうえに解読、内容の分析を行なった。

また、交通制度に関連する行政文書も、一部の写真版が公刊されているが、ほとんどがモノクロ画像で、文書の発信者を特定するために重要な朱書きや朱印を読み取ることができない。そのため、2011年7～8月に同研究所で行政文書の実見調査を行なった。

そして、法令集と行政文書の内容を比較することにより、交通制度の運用の実態に迫った。また、前近代中央ユーラシア遊牧国家や東アジア諸国家の交通制度については、先行研究が多数あることから、それら先行研究によって明らかにされている制度と西夏の制度との比較を行なった。

4. 研究成果

(1) 法令集『天盛禁令』交通制度関連条文のテキスト実見調査、及び条文の訳注作業

ロシア科学アカデミー東方文献研究所が所蔵する法令集『天盛禁令』の交通制度に関連する条文のテキストを調査した結果、既刊のテキスト写真版には収録されていない当該条文の断片が存在すること、既発表のロシア語訳や中国語訳が、不鮮明な写真版からの判読を行なったために起因するとみられる誤読や、一部の条文の存在を見落としていることが明らかになった。調査結果に基づいて、『天盛禁令』巻13の符牌制度に関する条文群の西夏文録文を作成し、改めて原文からの読み直しを行い、条文群の邦訳と訳注を、「西夏法令集『天盛禁令』符牌関連条文訳注」と題して、学術雑誌『西北出土文献研究』に2度にわたって発表した。紙幅の都合上、同誌で掲載できなかったテキストの西夏文録文については、2012年3月に、本研究課題の冊子体の報告書を作成してそこに掲載し、内外の西夏史研究者等に配布した。『天盛禁令』の条文は、これまで中国語とロシア語の全訳が発表されているが、本研究課題の遂行によって、従来の全訳にはなかった、解釈の根拠を示した注釈を詳細に施し、現時点で世界最高水準の校訂テキストを提示することができた。

(2) 『天盛禁令』条文中に現れる符牌制度の解明

『天盛禁令』の交通制度に関する条文の中には、西夏の中央政府が派遣する使者が身分証あるいは通行手形のような物を所持しており、テキスト原典の西夏文では、それらが複数種の西夏語で表現されている。従来の『天盛禁令』中国語訳では、西夏語の表現がそれぞれ異なるにもかかわらず、それらを「符牌」と区別せずに訳出する一方、ロシア語訳では、西夏語の表現ごとに異なる訳出を行っており、解釈に混乱が見られる。

そこで、本研究課題では、異なる表現を持つ使者の所持物がそれぞれどのようなものであるのか、『天盛禁令』条文中に現れる用途や機能から類別ができるかどうか分析を行なったところ、次のような類別を行なうことができた（なお、この報告書では西夏文字を表記できないため、最も近い語義の漢字に置き換えて表記することにする）。

- ①「牌」：使者一般が所持するもので、「银牌」「鍮牌」などの種類がある。旅行の途上で騎乗するための駄獣を調達できる通行手形としての機能を有していた。
- ②「符」：挙兵の伝達を行う使者が所持する身分証であり、「符」単独では駄獣を調達することはできず、「牌」を同時に携行する必要があった。

さらに「符」には、

- a) 中央政府から地方の軍管区の役所へ挙兵の知らせを伝達する際に用いるもの
- b) 地方の軍管区から管轄下の軍団に挙兵の知らせを伝達する際に用いるもの
- c) 宮中で働く者が使者として派遣される場合に持つ「刀符」と呼ばれるもの

以上の3種類があることが明らかになった。

- ③「鉄の矢」：皇帝側近の者が所持していた身分証であり、使者として派遣される場合にこれを携行すると、少なくとも「牌」と同等の機能を有していた。

このほか、「牌」を所持する使者は、「牌」を所持しているだけでは、道中で騎乗用の駄獣を得ることはできず、別に「頭子」とよばれる文書を携行する必要があったこと、いわゆる「宿駅」以外の場で、道中の所有者からも駄獣を調達することが可能であったこと等が明らかになった。

以上の考察結果は、“Study of Messenger Passports in the Xixia Dynasty”と題して、2012年6月にロシアから刊行される予定の論文集 *Tanguts in Central Asia in pre-Mongol Age* に、英文で掲載される予定である。

(3) 行政文書の解読による符牌制度の実態の解明

(2) で分析した法令が、実際に規定通りに運用されていたのかを検証するため、行政文書群の解読を行なった。行政文書は難解な草書体の西夏文字で書かれており、その解読に時間を要したうえ、文書を所蔵するロシア科学アカデミー東方文献研究所で閲覧請求したところ、多くの文書の行方がわからないこ

とが判明した。このため、当初の計画よりも少ない数の文書を調査するとどまったが、次のようなことが明らかになった。

- ①中央政府から地方へ派遣された使者、ならびに地方へ赴任した官僚が、法令集の規定通りに、「牌」と同時に「頭子」を所持して旅行していた。
- ②「牌」には、法令集に現れる「银牌」や「鍮牌」のほかにも、「金牌」が存在しており、高位高官が所持していた。
- ③文書の内容や書式の分析から、駅伝に供される駄獣のリストと従来考えられていた文書が、軍籍（軍団に所属する兵士や所持している軍馬・甲冑のリスト）であることが判明した。

以上の考察結果のうち、①②については、2012年に「西夏末期黒水城の状況—従两件西夏文書談起」と題して、中国の学術雑誌『西夏研究』に、中国文で掲載される予定である。

(4) 他の東アジア・中央ユーラシア諸国家の制度との比較

(2) (3) の成果で得られた、西夏の使者が携行する「符」や「牌」等の使用方法（符牌制度）が、同時代ないし前後の時代の東アジア・中央ユーラシア諸国家の制度と比較して、どの程度共通性を有しているのか、どのような特徴を有しているのかを比較考察したところ、以下のようなことが判明した。

- ①通行手形である「牌」を所持する旅行者が、「頭子」とよばれる文書を同時に携行することにより、初めて道中で駄獣を調達できるという仕組みは、西夏と同時代の宋王朝や、前時代の唐王朝では存在が確認されておらず、西夏を滅ぼしたモンゴル帝国には存在する。
- ②中央政府から地方に挙兵を知らせる使者の身分証として用いる「符」は、西夏のみならず東アジアの各王朝にも存在していたが、地方の軍管区から管轄下の軍団に挙兵を知らせる際に使者が「符」を携行する制度は、西夏のみで確認される。
- ③西夏の皇帝の側近の者が使者として派遣される際に携行する「鉄の矢」のように、国家の首長の使者であることを証明するために矢を携行する制度は、5～10世紀の中央ユーラシア遊牧民によって建てられた諸国家では一般的に行われており、西夏の「鉄の矢」は、そうした中央ユーラシア諸国家の制度を踏襲したものと言える。

以上の考察結果は、前掲英文論文“Study of Messenger Passports in the Xixia Dynasty”に掲載したほか、2012年3月に学習

院大学で開催された「遼金西夏史研究会第12回大会」のシンポジウムで報告した。

本研究課題では、西夏の交通制度、特に符牌制度に注目して、関連する文献の調査や考察を行なった。その結果、この国独自の制度がみられる点があるものの、西夏の前時代の中央ユーラシア諸国家の影響を受けている側面も少なからず見られ、西夏を滅ぼしてユーラシア大陸に史上空前の大帝国を築いたモンゴル帝国に受け継がれていた制度も存在していたことを明らかにすることができた。

従来の西夏の制度史研究のほとんどは、同時代ないしは前後の時代の制度との比較を行なわない、あるいは西夏の東の隣国であった中国の宋王朝・金王朝の制度との比較にとどまるものであったが、中央ユーラシア諸国家の交通制度との類似性を指摘した本研究課題の成果は、従来の研究にはなかった新しい視座を提示することとなった。

そして、本研究課題の成果は、西夏王国の存在が中央ユーラシア・東アジア史の流れの中にどのように位置づけられるか、すなわち西夏王国が東の中華王朝を模倣した国家なのか、中央ユーラシア遊牧国家の流れを汲む国家であったのか、あるいはその両方を兼ね備えた国家であったのか、国家像を制度史の観点からとらえ直す新たな事例を示すことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

①佐藤貴保(著)、馮培紅・王蕾(訳)「西夏末期黒水城の状況—従两件西夏文文書談起」『西夏研究』2012年第1期、(頁未定)、2012年出版予定(掲載決定済み)、査読無。

② SATO Takayasu “Study of Messenger Passports in the Xixia Dynasty”, *Tanguts in Central Asia in pre-Mongol Age* (edited by I. Popova), Institute of Oriental Manuscripts, Russian Academy of Sciences, (頁未定)、2012年6月出版予定(掲載決定済み)、査読無(招待論文)。

③佐藤貴保「西夏法令集『天盛禁令』符牌関連条文訳注(下)」『西北出土文献研究』9、101~120頁、2011年、査読有。

④佐藤貴保「現物調査に基づく西夏法令集『天盛禁令』条文の復元—巻9、第554-558条を例として—」『遼金西夏研究の現在(3)』

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、87~106頁、2010年、査読有。

⑤佐藤貴保「西夏法令集『天盛禁令』符牌関連条文訳注(上)」『西北出土文献研究』8、101~120頁、2010年、査読有。

[学会発表] (計2件)

①佐藤貴保「西夏史研究の進展と課題—制度史研究を中心に—」、遼金西夏史研究会第12回大会、2012年3月24日、学習院大学。

②佐藤貴保「13世紀初頭カラホトにおける西夏軍一軍籍文書の分析から—」、第38回中央アジア学フォーラム、2010年3月27日、大阪大学。

[図書] (計1件)

③中尾正義編、森谷一樹、佐藤貴保、古松崇志、井上充幸、坂井亜規子、竹内力、門田佳子共著『オアシス地域の歴史と環境—黒河が語るヒトと自然の2000年—』、勉誠出版、63~105、161~171頁、2011年。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 貴保 (SATO TAKAYASU)
新潟大学・研究推進機構超域学術院・准教授
研究者番号：40403026

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：